

名古屋市教育委員会定例会

平成 31 年 4 月 12 日
午後 3 時 00 分
教育委員会室

議 事

- 日程 1 教育長職務代理者の指名について
日程 2 第 1 号議案 名古屋市学校事務センター規則の一部を改正する規則案について
日程 3 第 2 号議案 名古屋市教育センター条例施行規則の一部を改正する規則案について
日程 4 第 6 号議案 教職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則案について
日程 5 第 3 号議案 平成 32 年度使用教科用図書採択基本方針について
日程 6 第 4 号議案 名古屋市いじめ対策検討会議委員の委嘱について
日程 7 第 5 号議案 名古屋市図書館協議会委員の委嘱について

出席者

鈴木 誠 二 教育長
小栗 成 男 委 員
梶 田 知 委 員
小 嶋 雅 代 委 員
西 淵 茂 男 委 員

教育次長始め、事務局員 28 名 ※傍聴者なし

(鈴木教育長)

それではただ今から教育委員会定例会を開催いたします。

私は 4 月 1 日付で教育長に就任しました鈴木誠二です。

初めての会議ですので、会議に先立ちまして一言挨拶を申し上げたいと思います。

私から言うまでもありませんけども、私たちを取り巻く社会の情勢というのはですね、大きく変わりつつある時代だというふうに思っております。情報技術、IT、ICT 技術の進展ですとか、グローバル化の進展ですとか、あるいは少子高齢化が進むことによって、人口構成が大きく変わってくということですけども、それがこれまでに無かったようなスピードでどんどん変わっているということを感じるわけでございます。それに伴いまして、社会が求める人材の姿、あるいは将来求められるであろう人材の姿というのが、やはり年々

変わってきているのではないかというふうに感じております。そうした変化に名古屋の子どもたちが的確に対応して、これからの不透明な社会で力強く生き抜いてくれる、そういう力を身に付けてもらうために学校教育が果たす役割が大変重要だというふうに認識をしております。

とりわけ、悩みでありますとか、心配を抱える子ども、あるいはその親を応援するということで、総合的に支援するということで子どもの目の前の進路だけではなくて、将来を見据えた支援をしていくということで、なごや子ども応援委員会を始めたところでございます。また、ライフキャリアと申しますか、その働くという意味での人生を含めてですね、ライフキャリアを支援する取り組みを今後もさらに充実させていきたいと考えております。

また、とりわけアジア諸国において教育の国際化がどんどん進んでおまして、名古屋の市内でも国籍や文化的背景が異なる児童生徒の数がさらに増加することが予想されております。教育委員会としまして、これまで培った知識経験や、人とのつながりを活かしまして、教育のグローバル化に取り組みたいと考えております。

施策の推進にあたりましては、教育委員の皆様、また、こちらにおられる職員の皆様と丁寧に議論を重ねることで、志を一つにして、保護者や地域の皆様としっかりと連携をしながら、私、微力ではございますけれども、教育長としての職責を果たしてまいりたいと考えております。皆様方にはお世話になりますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、はじめに議事についてですが、第6号議案「教職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則案について」を追加させていただきたく存じます。

それに伴い審議の順番を入れ替え、日程第7第6号議案「教職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則案について」を日程第4とし、以降の日程についてそれぞれ繰り下げたいと思います。次に変更後の日程第6第4号議案「名古屋市いじめ対策検討会議委員の委嘱について」及び日程7第5号議案「名古屋市図書館協議会委員の委嘱について」につきましては名古屋市教育委員会会議規則第6条の規定に基づき非公開にて審議をし、会議録につきましても、非公開としたいと思いますがいかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(鈴木教育長)

ありがとうございます。ご異議なしと認めそのように取り扱わせていただきます。

ではこれより、日程第1「教育長職務代理者の指名について」につきまして、私より報告させていただきます。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第13条第2項では、教育長に事故があるとき、又は、教育長が欠けたときは、あらかじめ、その指名する委員がその職務を行うと定められており、教育長に事故がある場合などに事務に支障を来すことがないように、あら

かじめ委員の中から職務代理者を指名することとしています。

この規定に基づき、平成31年4月1日付で小栗成男委員を第一教育長職務代理者に、船津静代委員を第二教育長職務代理者として指名しましたので、報告します。

よろしければ、小栗委員からご挨拶をいただければと存じます。

(小栗委員)

小栗でございます。日頃は事務局の皆様お力添えをいただきありがとうございます。お礼を申し上げたいと思います。今、教育長が大変高尚なお話をされましたので、簡単に終わらせようかと思ったんですが、ちょっとしっかり、それでも時間が限られていますので、ちょっと短めにお話しをさせていただきたいと思います。

教育長のお話から梶田さんもそうですし、私も企業人という立場も含めてお話を聞いておまして、教育も大きく変わってく中で、我々企業も大変大きな変革を迎えて、それがとてもスピーディーであるというように感じておりました。

日ごろから私も梶田さんも企業人としてよくお話をするんですが、行政の良いところはじっくり構えていくところでもあり、その一方で、スピード感を求められる時もあるな、というようなことも含めてお話をさせていただく中で、非常に皆さんスピーディーに動いていただくこともあって、一方でどうしてもこれは変えられない、長期にじっくりと検討していかなければいけない事もあったり、そこらへんの融合がですね、これからグローバル化の中で、うまく本市がなっていくといいな、というようなことをちょっと感じました。

もう一点、小学生の外国人が非常に最近増えてきたということで、我々企業も外国人が増えてきております。その外国人も、様々な人種の方がおられまして、アジアもいれば、ヨーロッパもいればアメリカもいれば、その中で特にそのお子さんが、これも良く聞く話なんです、なかなか馴染めなかったり、言葉に不自由されたりとか、その環境に馴染めない。これはまったく企業も同じようなことを抱えておまして、特に本市のキャリアセンター的なことを設け始めて、できるだけ幼少のころからですね、その子たちがどんな人生を送りたいかというようなことを将来を見据えて、実際、自国に帰る人たちも多いと聞いておりますけども、なんかそういった将来のことがどういうふうに分たちがもつとしてあげたいかっていうことが、例えば企業とですね、本市で行くならば中産連と以前コミュニケーションをやったと記憶しておりますけども、そういった民間との密なコミュニケーション的なことを図りながら、お子さんたちの将来を含めて一緒になって考えていけるってというようなことが、これからキャリアセンターを含めて本市がやっていけるといいなってというようなことを教育長さんのお話から感じました。

引き続きの役割ではございますので精一杯努力してまいりたいと思いますので、今後ともお力添えどうぞよろしくお願い申し上げます。私の挨拶とさせていただきたいと思います。

(鈴木教育長)

小栗委員どうもありがとうございました。

それでは続きまして、教育館の移転に関する規則改正の議案として、日程第2第1号議案「名古屋市学校事務センター規則の一部を改正する規則案について」、日程第3第2号議案「名古屋市教育センター条例施行規則の一部を改正する規則案について」、の2件を一括議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(樋口総務課長)

第1号議案及び第2号議案につきましては、どちらも教育館の移転に関する規則改正案でございますので、一括して説明させていただきます。

第1号議案「名古屋市学校事務センター規則の一部を改正する規則案について」でございますが、名古屋市学校事務センターは、平成29年4月から北区にございます総合庁舎で業務を行っておりましたが、本年7月に開館する新教育館へ移転するため、位置の変更を行うというものでございます。

施行期日は、平成31年7月29日とさせていただきます。

第2号議案「名古屋市教育センター条例施行規則の一部を改正する規則案について」でございます。こちらの改正は、2月市会で決定されました、名古屋市教育センター条例の一部改正に伴うものでございまして、改正の内容は、主に2点ございます。

一点目は、講堂等の施設の使用料をそれまで規則で定めておりましたが、条例で定めるよう改正をいたしましたので、それに伴いまして、規則の料金表を改正するものでございます。

二点目は、現教育館と新教育館で貸し出しができる施設、及び附属設備が異なっているということから、料金表及び申請書類を改正するものでございます。

施行期日は先ほどの第1号議案と同じく、平成31年7月29日でございます。

ただし、申請書類の改正につきましては、同年5月7日から施行いたしまして、7月29日以降の使用に係る申請について適用をまいります。

以上よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

(鈴木教育長)

ありがとうございます。

説明が終わりましたので、本件に関してご意見ご質問がありましたら、お願いします。

(鈴木教育長)

よろしいでしょうか。

特にご意見もないようですので、日程第2第1号議案「名古屋市学校事務センター規則の一部を改正する規則案について」、日程第3第2号議案「名古屋市教育センター条例施行

規則の一部を改正する規則案について」につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)
異議なし

(鈴木教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

続きまして、日程 4 第 6 号議案「教職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則案について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(樋口総務課長)

第 6 号議案「教職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則案について」をご説明させていただきます。

学校に勤務しております業務士及び調理員の安全管理及び衛生管理につきましては、教育委員会ではなく、市長部局において実施をするということでございますので、こちらについて所要の改正を行うものでございます。

施行期日は、公布の日からとし、改正後の規定は、平成 31 年 4 月 1 日から適用することにしております。

よろしくご審議いただくようお願いいたします。

(鈴木教育長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(鈴木教育長)

特にご意見もないようですので、日程第 4 第 6 号議案「教職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則案について」につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)
異議なし

(鈴木教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

続きまして日程 5 第 3 号議案「平成 32 年度使用教科用図書採択基本方針について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いいたします。

(加賀指導室長)

それでは、第3号議案「平成32年度使用教科用図書採択基本方針について」についてお願いいたします。

始めに、「1 平成32年度使用小学校、中学校及び特別支援学校用教科用図書採択基本方針」についてでございます。

本市の義務教育小学校で使用する教科用図書は、義務教育小学校の教科用図書の無償措置に関する法律に基づきまして、毎年8月31日までに種目ごとに一種の教科用図書を教育委員会で採択することとなっております。本年度は、次期学習指導要領の教育課程実施に伴う、小学校の教科用図書採択の年度となっております。また、昨年度採択をした特別の教科道徳以外の中学校用教科用図書の4年ごとに行う採択替えの年度となっております。

従いまして、平成32年度使用小学校、中学校及び特別支援学校用教科用図書採択基本方針につきましては、(1) 小学校用教科用図書は、種目ごとに1種のものを選択する。(2) 中学校用教科用図書は、昨年度採択した「特別の教科道徳」以外の教科用図書を種目ごとに1種のものを選択する。「特別の教科道徳」は、平成30年度と同一のものを選択する。

(3) 特別支援学校用教科用図書は、特別支援学校知的障害者用教科用図書を採択する。(4) 特別支援学級及び特別支援学校において使用する学校教育法附則第9条の規定による教科用図書は、児童生徒の特性に応じて採択する。ただし、小学校用及び中学校用教科用図書と同一種目のものを使用する場合は採択したものの中から選ぶものとする、という方針を考えております。

続きまして、「2 平成32年度使用高等学校用教科用図書採択基本方針」をお願いいたします。義務教育で使用する教科用図書とは異なり、高等学校の教科用図書の採択方法につきましては、法令上で具体的な定めはございません。高等学校におきましては、学校によって、課程及び学科の特性、さらには、生徒の実態等が大きく異なっております。

従いまして、それらの特性や実態に応じた適切な教科書を選択するために、(1)にお示ししました採択基本方針を考えております。

以上です。よろしくお願いいたします。

(鈴木教育長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(鈴木教育長)

特にご意見もないようですので、日程第5第3号議案「平成32年度使用教科用図書採択基本方針について」につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし

(鈴木教育長)

ありがとうございます。ご異議なしと認めそのように取り扱わせていただきます。

日程第 6 からは非公開とされたため、名古屋市教育委員会会議規則第 12 条の規定により、会議録は別途作成。

午後 3 時 24 分終了